

事 務 連 絡
平成30年5月10日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

エボラ出血熱に係る注意喚起について（周知依頼）

添付の厚生労働省健康局結核感染症課からの事務連絡にある通り、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱が発生しました。もしも発生地域からの帰国者において疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断および治療を受けることが重要です。

厚生労働省では、各検疫所を通じて周知を行っているところですが、旅行者に対する広範な周知のため、旅行業者においてもエボラ出血熱に関する注意喚起を行うよう、貴協会の会員に対して周知頂き、感染拡大の阻止に向けたご協力をお願いいたします。

<参考>

○厚生労働省「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708.html>

○厚生労働省検疫所「感染症についての情報」

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name48.html>

○外務省スポット情報「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C071.html